

令和 8 年笛吹市議会

# 第 2 回定例会議案

笛 吹 市

## 目 次

報告第1号	令和7年度笛吹市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第2号	令和7年度笛吹市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
報告第3号	令和7年度笛吹市水道事業会計繰越計算書の報告について
報告第4号	令和7年度笛吹市公共下水道事業会計繰越計算書の報告について
承認第1号	笛吹市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて
承認第2号	笛吹市税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて
承認第3号	笛吹市都市計画税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて
議案第47号	笛吹市林野火災予防条例の制定について
議案第48号	笛吹市行政手続条例の一部改正について
議案第49号	笛吹市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について
議案第50号	笛吹市印鑑条例の一部改正について
議案第51号	令和8年度笛吹市一般会計補正予算(第1号)について
議案第52号	令和8年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
議案第53号	令和8年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
議案第54号	令和8年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
議案第55号	令和8年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第1号)について
議案第56号	令和8年度笛吹市水道事業会計補正予算(第1号)について

- 議案第57号 令和8年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第1号)について
- 議案第58号 令和8年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 議案第59号 令和8年度笛吹市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)について
- 議案第60号 契約の締結について(石和第一保育所建設工事(建築主体)(債務))
- 議案第61号 動産の取得について(笛吹市統合書庫書架購入)
- 議案第62号 動産の取得について(本庁執務室レイアウト改修備品購入(3期))
- 議案第63号 動産の取得について(電源照明車購入(明許))
- 議案第64号 動産の取得について(高規格救急自動車購入(救急2)(明許))
- 議案第65号 動産の取得について(消防ポンプ自動車購入(明許))

## 令和 8 年 笛 吹 市 議 会 第 2 回 定 例 会 会 期 日 程

○会 期：令和 8 年 6 月 1 2 日（金）～6 月 3 0 日（火） 1 9 日 間

月 日	曜 日	会 議 名 等	開 議 時 間	議 事 等
6 月 5 日	金	議 会 運 営 委 員 会	午 前 9 時 30 分	
		全 員 協 議 会	午 前 10 時 30 分	
1 2 日	金	本 会 議	午 後 1 時 30 分	・ 市 長 行 政 報 告 ・ 提 出 議 案 説 明
1 3 日	土	休 会		
1 4 日	日	休 会		
1 5 日	月	休 会		
1 6 日	火	休 会		
1 7 日	水	休 会		
1 8 日	木	休 会		
1 9 日	金	休 会		
2 0 日	土	休 会		
2 1 日	日	休 会		
2 2 日	月	本 会 議	午 前 10 時	・ 議 案 対 する 質 疑 及 び 一 般 質 問 ・ 付 託
2 3 日	火	本 会 議	午 前 10 時	・ 議 案 対 する 質 疑 及 び 一 般 質 問 ( 予 備 日 )
2 4 日	水	休 会	午 前 9 時	常 任 委 員 会 ・ 付 託 事 件 審 査
2 5 日	木	休 会	午 前 9 時	常 任 委 員 会 ・ 付 託 事 件 審 査
2 6 日	金	休 会	午 前 9 時	常 任 委 員 会 ( 予 備 日 )
2 7 日	土	休 会		
2 8 日	日	休 会		
2 9 日	月	休 会		
3 0 日	火	議 会 運 営 委 員 会	午 前 10 時	
		全 員 協 議 会	午 前 11 時	
		本 会 議	午 後 1 時 30 分	・ 各 委 員 会 の 審 査 報 告 ・ 討 論 ・ 採 決

令和8年6月12日 提出

笛吹市長 山下 政 樹



報告第 1 号

令和 7 年度笛吹市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 146 条第 2 項の規定により、笛吹市一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、同項の規定により別紙のとおり報告する。

令和7年度 笛吹市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	御坂支所改修事業	62,619,000	62,618,851	0	0	46,900,000	0	15,718,851
2 総務費	1 総務管理費	庁舎等施設整備事業	4,840,000	4,840,000	0	0	0	0	4,840,000
2 総務費	1 総務管理費	ハートフルタウン笛吹！物価高騰対応商品券事業	1,403,752,000	1,403,752,000	1,357,808,443	0	0	0	45,943,557
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務	1,166,000	1,166,000	0	1,166,000	0	0	0
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	証明発行事務	1,078,000	1,078,000	0	1,078,000	0	0	0
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務	1,848,000	1,848,000	0	1,848,000	0	0	0
3 民生費	1 社会福祉費	春日居福祉会館改修事業	10,301,000	10,301,000	0	0	8,200,000	0	2,101,000
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	4,018,000	4,018,000	0	4,018,000	0	0	0
3 民生費	3 生活保護費	最高裁判決に伴う保護費等追加支給事業	57,511,000	57,511,000	0	43,268,000	0	0	14,243,000
6 農林水産業費	1 農業費	畜産・酪農収益力強化事業	61,369,000	61,369,000	0	61,369,000	0	0	0
6 農林水産業費	1 農業費	県営畑地帯総合整備事業費	208,050,000	208,050,000	0	0	195,300,000	0	12,750,000
6 農林水産業費	1 農業費	中山間地域総合整備事業費	18,000,000	18,000,000	0	0	16,900,000	0	1,100,000
7 商工費	1 商工費	芦川グリーンロッジ改修事業	17,358,000	11,048,000	0	0	11,000,000	0	48,000
8 土木費	2 道路橋梁費	石橋工業団地道路改良事業	17,468,000	17,468,000	0	8,700,000	7,700,000	0	1,068,000
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁長寿命化事業	4,620,000	4,620,000	0	990,000	0	0	3,630,000
9 消防費	1 消防費	消防車両整備事業	78,765,000	78,764,490	0	0	53,300,000	0	25,464,490
9 消防費	1 消防費	警防事業	5,375,000	5,375,000	0	0	0	0	5,375,000
9 消防費	1 消防費	消防備品整備事業	74,006,000	72,135,074	0	0	72,100,000	0	35,074
10 教育費	2 小学校費	小学校施設改修事業	26,541,000	26,541,000	0	3,527,000	22,400,000	0	614,000
10 教育費	3 中学校費	中学校施設改修事業	32,811,000	32,811,000	0	4,339,000	27,200,000	0	1,272,000
10 教育費	3 中学校費	御坂中学校校舎等改築事業	182,518,000	128,778,000	0	0	66,200,000	0	62,578,000
10 教育費	4 社会教育費	八代総合会館改修事業	228,405,000	228,405,000	0	0	171,300,000	0	57,105,000
10 教育費	4 社会教育費	学びの杜みさか改修事業	40,994,000	40,994,000	0	0	30,700,000	0	10,294,000
合 計			2,543,413,000	2,481,491,415	1,357,808,443	130,303,000	729,200,000	0	264,179,972

## 報告第 2 号

令和 7 年度笛吹市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 150 条第 3 項の規定により、笛吹市一般会計事故繰越し繰越計算書を調製したので、同項の規定により別紙のとおり報告する。

令和7年度 笛吹市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源		
									国県支出金	地方債	その他			
10	教育費	6 学校給食費	新学校給食センター建設事業	9,916,000	0	9,916,000	0	9,916,000	0	0	8,900,000	0	1,016,000	設計業務委託について、令和8年3月10日に入札を執行し、3月16日に契約を締結した。受託事業者から前払金請求を辞退する旨の申し出があり、令和8年度に契約額の全額を支払うこととなったため、令和7年度予算に計上した前払金分について、繰越明許費を設定する暇がないことから、事故繰越しを行った。
合 計			9,916,000	0	9,916,000	0	9,916,000	0	0	8,900,000	0	1,016,000		

### 報告第 3 号

令和 7 年度笛吹市水道事業会計繰越計算書の報告について

令和 7 年度笛吹市水道事業会計繰越計算書は、別紙に定めるところによる。

### 提案理由

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、議会に報告する必要がある。

## 令和7年度笛吹市水道事業会計繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するた な卸資産の購 入限度額	説明
						国庫補助金	工事負担金	出資金	企業債	一般財源			
1 資本的 支出	1 建設 改良費	水道建設費 (工事請負費)	円 555,203,000	円 239,219,970	円 94,885,000	円	円 65,784,000	円	円 4,900,000	円 24,201,000	円 221,098,030	円	資材調達、関係 機関との協議等 に期間を要し、 年度内に事業の 完了が困難と なったため。

#### 報告第 4 号

令和 7 年度笛吹市公共下水道事業会計繰越計算書の報告について

令和 7 年度笛吹市公共下水道事業会計繰越計算書は、別紙に定めるところによる。

#### 提案理由

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、議会に報告する必要がある。

## 令和7年度笛吹市公共下水道事業会計繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項ただし書の規程による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度通次繰 越額に係る繰 越を要するた な卸資産の購 入限度額	説明
						国庫 補助 金	工事 負担 金	出 資 金	企 業 債	一 般 財 源			
1 下水道 事業資本 的支出	1 建設改 良費	管路建設改良費 (補償金)	円 128,942,000	円 58,213,100	円 58,797,000	円	円	円	円 29,500,000	円 29,297,000	円 11,931,900	円 0	補償対象水道工 事の舗装工増に より、年度内事 業完了が困難と なったため。
1 下水道 事業資本 的支出	1 建設改 良費	管路建設改良費 (工事請負費)	円 394,484,000	円 173,893,500	円 76,879,000	円 17,400,000	円	円	円 37,500,000	円 21,979,000	円 143,711,500	円 0	資材調達等に期 間を要し年度内 事業完了が困難 となったため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規程による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度通次繰 越額に係る繰 越を要するた な卸資産の購 入限度額	説明
						国庫 補助 金	工事 負担 金	出 資 金	企 業 債	一 般 財 源			
1 下水道 事業費用	1 営業費 用	管渠費 (委託料)	円 94,692,000	円 55,390,256	円 34,342,000	円 9,000,000	円	円	円	円 25,342,000	円 4,959,744	円 0	計画に係る基本 方針の決定に時 間を要し、発注 が遅れ年度内事 業完了が困難と なったため。

## 承認第 1 号

笛吹市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分の承認  
を求めることについて

笛吹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和 8 年笛吹市条例第 12 号)について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

## 提案理由

子ども子育て支援法等の一部が改正されたことに伴い、子ども・子育て支援納付金を被保険者等に賦課・徴収する方法等を規定するとともに、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、笛吹市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により本案を提出するものである。



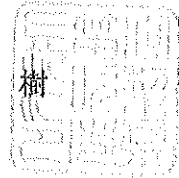
専決第1号

## 専決処分書

笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

笛吹市長 山下 政 樹



笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について

笛吹市国民健康保険税条例(平成16年笛吹市条例第64号)の一部を改正する条例を別紙のように定める。

### 専決処分理由

子ども子育て支援法等の一部が改正されたことに伴い、子ども・子育て支援納付金を被保険者等に賦課・徴収する方法等を規定するとともに、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日に施行されることに伴い、笛吹市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

笛吹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

笛吹市長 

## 笛吹市条例第12号

### 笛吹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

笛吹市国民健康保険税条例(平成16年笛吹市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。)の次に「及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第5条の2第1号中「第7条の3」の次に「、第9条の7」を加える。

第9条の3の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,100円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円
- (2) 特定世帯 400円
- (3) 特定継続世帯 600円

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に、「)並びに」を「)、」に改め、「、17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について770円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円
- (イ) 特定世帯 280円
- (ウ) 特定継続世帯 420円

第23条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について550円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について220円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

(イ) 特定世帯 80円

(ウ) 特定継続世帯 120円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 165円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 275円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 440円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 550円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所

得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第26条第1項第3号中「船員保険法」の次に「(昭和14年法律第73号)」を、「国家公務員共済組合法」の次に「(昭和33年法律第128号)」を、「地方公務員等共済組合法」の次に「(昭和37年法律第152号)」を加え、同項第4号中「者の」を「国民健康保険の被保険者が」に改め、同条第4項中「規則で」を「市長が別に」に改める。

附則第14項、第15項及び第17項から第24項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- (適用区分)
- 2 この条例による改正後の笛吹市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健

康保険税については、なお従前の例による。



**する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)**

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が**67万円**を超える場合においては、基礎課税額は、**67万円**とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する**国民健康保険**の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 (略)

**5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とす**

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が**66万円**を超える場合においては、基礎課税額は、**66万円**とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する\_\_\_\_\_被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 (略)

[新設]



者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3、第9条の7及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 21,600円

(2)・(3) (略)

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,100円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円
- (2) 特定世帯 400円
- (3) 特定継続世帯 600円

者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3 \_\_\_\_\_ 及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 21,600円

(2)・(3) (略)

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が**67万円**を超える場合には、**67万円**)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、          同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)**並びに****同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)**の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者)にあっては当該

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が**66万円**を超える場合には、**66万円**)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)**並びに**同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)          

          の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者)にあっては当該

公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者  
ア～カ (略)

**キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について770円**

**ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について70円**

**ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額**

**(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円**

**(イ) 特定世帯 280円**

**(ウ) 特定継続世帯 420円**

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の

公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者  
ア～カ (略)

[新設]

[新設]

[新設]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の

場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**31万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

**キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について550円**

**ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について50円**

**ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額**

**(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円**

**(イ) 特定世帯 200円**

**(ウ) 特定継続世帯 300円**

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世

場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**30万5,000円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

[新設]

[新設]

[新設]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世

帯所属者1人につき**57万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

**キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について220円**

**ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について20円**

**ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額**

**(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円**

**(イ) 特定世帯 80円**

**(ウ) 特定継続世帯 120円**

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得

帯所属者1人につき**56万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

[新設]

[新設]

[新設]

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得

た額とする。

(1)・(2) (略)

**(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額**

**ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 165円**

**イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 275円**

**ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 440円**

**エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 550円**

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額**並びに**被保険者均等割額**及び18歳以上被保険者均等割額**(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額**及び18歳以上被保険者均等割額**)は、当該所得割額**並びに**被保険者均等割額**及び18歳以上被保険者均等割額**から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則**第24条の30の6**に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から

た額とする。

(1)・(2) (略)

[新設]

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額**及び**被保険者均等割額\_\_\_\_\_ (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額\_\_\_\_\_ )は、当該所得割額**及び**被保険者均等割額\_\_\_\_\_ から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則**第24条の30の5**に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から

出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) (略)

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子

出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) (略)

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

(国民健康保険税の減免)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対しては、国民健康保険税を減免することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 次のいずれにも該当する者の属する世帯の納税義務者

ア (略)

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者

(ア) (略)

(イ) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員

(エ)・(オ) (略)

(4) 6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最

(国民健康保険税の減免)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対しては、国民健康保険税を減免することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 次のいずれにも該当する者の属する世帯の納税義務者

ア (略)

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者

(ア) (略)

(イ) 船員保険法\_\_\_\_\_の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法\_\_\_\_\_又は地方公務員等共済組合法\_\_\_\_\_に基づく共済組合の組合員

(エ)・(オ) (略)

(4) 6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最

初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者が属する世帯の納税義務者

2～3 (略)

4 前3項に定めるもののほか、国民健康保険税の減免に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、

初の3月31日までの間にある者の属する世帯の納税義務者

2～3 (略)

4 前3項に定めるもののほか、国民健康保険税の減免に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、

第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、**第9条の4**及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等

第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等

に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、**第9条の4**及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、**第9条の4**及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314

に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314

条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、**第9条の4**及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

21 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同

条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

21 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同

法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、**第9条の4**及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

22 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、**第9条の4**及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相

法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条 \_\_\_\_\_ 及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

22 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条 \_\_\_\_\_ 及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相

互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

23 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、**第9条の4**及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の

互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

23 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の

額の合計額( )と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 24 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、**第9条の4**及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額( )とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額( )と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

額の合計額( )と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 24 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額( )とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額( )と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

## 承認第 2 号

笛吹市税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めること  
について

笛吹市税条例の一部を改正する条例(令和 8 年笛吹市条例第 13 号)について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

## 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、一部の規定を除き、令和 8 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、笛吹市税条例の一部を改正する必要性が生じ、笛吹市税条例の一部改正について専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により本案を提出するものである。



専決第 2 号

## 専 決 処 分 書

笛吹市税条例の一部改正について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

笛吹市長 山 下 政 樹



笛吹市税条例の一部改正について  
笛吹市税条例(平成 16 年笛吹市条例第 61 号)の一部を改正する条例を別紙の  
ように定める。

### 専決処分理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、一部の規定を除き、令和 8 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、笛吹市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

笛吹市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

笛吹市長 

### 笛吹市条例第13号

笛吹市税条例の一部を改正する条例

笛吹市税条例(平成16年笛吹市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「(同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の2(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15

条第 32 項」を「附則第 15 条第 31 項」に改め、同項を同条第 19 項とし、同条第 23 項中「附則第 15 条第 36 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改め、同項を同条第 20 項とし、同条第 24 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改め、同項を同条第 21 項とし、同条第 25 項中「附則第 15 条第 40 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同項を同条第 22 項とし、同条第 26 項中「附則第 15 条第 41 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改め、同項を同条第 23 項とし、同条中第 27 項を第 24 項とし、第 28 項を第 25 項とし、同条に次の 1 項を加える。

26 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

第 10 条の 3 第 7 項中「附則第 12 条第 16 項」を「附則第 12 条第 17 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、第 9 項第 4 号中「附則第 12 条第 23 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 25 項」に改め、同条第 10 項第 5 号及び第 12 項第 5 号中「附則第 12 条第 31 項」を「附則第 12 条第 32 項」に改め、同条第 15 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条 16 項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号)第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成 24 年法律第 49 号)第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号)第 5 条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの特

附則第 10 条の 4 第 1 項第 1 号中「附則第 12 条の 4 第 1 項第 3 号」を「附則第 12 条の 3 第 1 項第 3 号」に改め、同条第 3 項中「特定被災共用土地納税義務者(以下この項)」を「特定被災共用土地納税義務者(第 4 号)」に改め、同条の

次に次の 1 条を加える。

(令和 6 年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第 10 条の 5 法附則第 16 条の 3 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日(第 54 条第 6 項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第 1 項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第 16 条の 3 第 6 項(同条第 7 項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第 1 項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3 月 31 日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第 12 条の 4 第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 3 項第 3 号から第 5 号までに掲げる者である場合にあっては、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者との関係
  - (2) 法附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する被災住宅用地の上に令和 5 年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
  - (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第 16 条の 3 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合及び同条第 6 項(同条第 7 項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
  - (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第 16 条の 3 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和 8 年度分及び令和 9 年度分の固定資産税については、第 74 条の規定は適用しない。
- 3 法附則第 16 条の 3 第 4 項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第 4 項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第 4 号において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)
  - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第 16 条の 3 第 3 項に規定する被災区分  
所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
  - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災  
共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
  - (5) 法附則第 16 条の 3 第 3 項の規定により按分する場合に用いられる割合  
に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第 16 条の 3 第 9 項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定  
仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税  
額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とある  
のは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは  
「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等  
に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第 15 条の 2 から第 15 条の 6 までを削る。

附則第 16 条の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「法第 444 条第  
3 項に規定する」を「道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」に、  
「から第 4 項まで」を「及び第 3 項」に改め、「の種別割」を削り、同条第 2  
項中「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日  
から令和 10 年 3 月 31 日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第 3 項中  
「法第 446 条第 1 項第 3 号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和 4  
年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日  
の属する年度の翌年度分」を「令和 8 年度分」に改め、「の種別割」を削り、  
同条第 4 項を削る。

附則第 16 条の 2 の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「の種別割」  
を削り、「から第 4 項まで」を「又は第 3 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項  
中「の種別割」を削る。

附則第 16 条の 3 第 3 項第 2 号、第 16 条の 4 第 3 項第 2 号及び第 17 条第 3  
項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及  
び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 17 条の 2 第 1 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改め、同条第  
2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改める。

附則第 18 条第 5 項第 2 号及び第 19 条第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第  
1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め  
る。

附則第 20 条第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3  
の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 20 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号並びに第 20 条の 3 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号中「、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

##### (固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の笛吹市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 2 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。)附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

##### (軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

##### (笛吹市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 笛吹市税条例の一部を改正する条例(平成 26 年笛吹市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 条中「の種別割」を削る。

笛吹市税条例(平成16年笛吹市条例第61号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<b>軽自動車税</b>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条<u>                    </u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセ</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<b>種別割</b>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、<b>第81条の6第1項</b>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセ</p>



2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に \_\_\_\_\_ 課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定

する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらな

ればならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要

(**軽自動車税**の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する**軽自動車税**の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(**軽自動車税**の賦課期日及び納期)

第83条 **軽自動車税**の賦課期日は、4月1日とする。

2 **軽自動車税**の納期は、5月1日から同月31日までとする。

第84条 削除

(**軽自動車税**の徴収の方法)

第85条 **軽自動車税**は、普通徴収の方法によって徴収する。

(**軽自動車税**に関する申告又は報告)

第87条 **軽自動車税**の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則**第33号の4様式**による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつ

**な事項については、規則で定める。**

(**種別割**の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する**種別割**の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(**種別割**の賦課期日及び納期)

第83条 **種別割**の賦課期日は、4月1日とする。

2 **種別割**の納期は、5月1日から同月31日までとする。

第84条 削除

(**種別割**の徴収の方法)

第85条 **種別割**は、普通徴収の方法によって徴収する。

(**種別割**に関する申告又は報告)

第87条 **種別割**の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則**第33号の4の2様式**による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつ

た事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則**第33号の4様式**による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則**第33号の4様式**による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(**軽自動車税**に係る不申告等に関する過料)

第88条 (略)

2・3 (略)

(**軽自動車税**の減免)

第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、**軽自動車税**を減免する。

2 前項の規定によって**軽自動車税**の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

た事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則**第33号の4の2様式**による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則**第33号の4の2様式**による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(**種別割**に係る不申告等に関する過料)

第88条 (略)

2・3 (略)

(**種別割**の減免)

第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、**種別割**を減免する。

2 前項の規定によって**種別割**の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定によって**軽自動車税**の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する**軽自動車税**の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等で必要があると認めるもの(1台に限る。)に対しては、**軽自動車税**を減免することができる。

(1)・(2) (略)

2 市長は、構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる軽自動車等で、必要があると認めるものに対しては、**軽自動車税**を減免することができる。

(身体障害者等に対する**軽自動車税**の減免の申請)

第90条の2 前条第1項の規定によって**軽自動車税**の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下本項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定に

3 第1項の規定によって**種別割** 種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する**種別割** の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等で必要があると認めるもの(1台に限る。)に対しては、**種別割** を減免することができる。

(1)・(2) (略)

2 市長は、構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる軽自動車等で、必要があると認めるものに対しては、**種別割** を減免することができる。

(身体障害者等に対する**種別割** の減免の申請)

第90条の2 前条第1項の規定によって**種別割** の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下本項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定に

より交付された身体障害者等若しくは身体障害者等と住居及び生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみ又は身体障害者等及び未成年者若しくは70歳以上の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下本項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

2 (略)

3 前条第2項の規定によって**軽自動車税**の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、第89条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 第89条第3項の規定は、前条の規定によって**軽自動車税**の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 (略)

2 法第445条若しくは第81条の2又は**第80条第2項ただし書**の規定によっ

より交付された身体障害者等若しくは身体障害者等と住居及び生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみ又は身体障害者等及び未成年者若しくは70歳以上の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下本項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

2 (略)

3 前条第2項の規定によって**種別割**の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、第89条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 第89条第3項の規定は、前条の規定によって**種別割**の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 (略)

2 法第445条若しくは第81条の2又は**第80条第3項ただし書**の規定によっ

て**軽自動車税**を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。**軽自動車税**を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は**第80条第2項ただし書**の規定によって**軽自動車税**を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して**軽自動車税**が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

附 則

て**種別割**を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。**種別割**を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は**第80条第3項ただし書**の規定によって**種別割**を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して**種別割**が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

附 則

**(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)**

**第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に**

限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。))においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。))を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までには提出されたものを含む。))を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。))に限り、適用する。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税

に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項 \_\_\_\_\_ 及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法**附則第15条第13項**に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法**附則第15条第13項**に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。

4 法**附則第15条第20項**に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

5 法**附則第15条第21項第1号**に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法**附則第15条第21項第2号**に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、**附則第7条の3の2第1項**及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法**附則第15条第14項**に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法**附則第15条第14項**に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。

4 法**附則第15条第21項**に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

5 法**附則第15条第22項第1号**に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法**附則第15条第22項第2号**に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

- 7 法附則第15条第21項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 9 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 14 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。
- 15 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 16 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 17 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

- 7 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 9 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。
- 15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

- 18** 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 19** 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 20** 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 21** 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 22** 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 23** 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 24・25** (略)
- 26** 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

- 18** 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 19** 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 20** 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 21** 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 22** 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 23** 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 24** 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 25** 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 26** 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 27・28** (略)
- [新設]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令**附則第12条第17項**に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令**附則第12条第20項**に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令**附則第12条第16項**に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令**附則第12条第19項**に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令 **附則第12条第24項**に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令 **附則第12条第25項**に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令 **附則第12条第32項**に規定する補助金等

(6) (略)

11 (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を

(1)～(3) (略)

(4) 令 **附則第12条第23項**に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令 **附則第12条第24項**に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令 **附則第12条第31項**に規定する補助金等

(6) (略)

11 (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を

添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令**附則第12条第32項**に規定する補助金等

(6) (略)

13・14 (略)

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令**附則第12条第20項**に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

16 法附則第15条の11第1項の**改修特別特定建築物**について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に**施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)**又は同法第17条第3項第

添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令**附則第12条第31項**に規定する補助金等

(6) (略)

13・14 (略)

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令**附則第12条第19項**に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

16 法附則第15条の11第1項の**改修実演芸術公演施設**について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に**高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である**

**1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する**旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

**(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するか**の別

(4)～(6) (略)

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名

旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

**(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか**の別

(4)～(6) (略)

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名

称)並びに当該納税義務者が令**附則第12条の3第1項第3号**から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(4) (略)

2 (略)

3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する**特定被災共用土地納税義務者(第4号)**において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(5) (略)

4 (略)

**(令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)**

**第10条の5 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けよう**

称)並びに当該納税義務者が令**附則第12条の4第1項第3号**から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(4) (略)

2 (略)

3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する**特定被災共用土地納税義務者(以下この項)**において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(5) (略)

4 (略)

[新設]

する場合にあっては、3月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号  
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に令和5年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける土地に係る令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。))に係る固定資産税額の按分の

申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災

共用土地に」とする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車<sup>が法第466条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)</sup>又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)<sup>の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)</sup>に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があった時は、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽り<sup>その他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)</sup>により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるもので

あるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適

(軽自動車税\_\_\_\_\_の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税\_\_\_\_\_に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(2)	3,900円	4,600円
第2号ア(3)(i)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(3)(ii)	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対す

用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(2)	3,900円	4,600円
第2号ア(3)(i)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(3)(ii)	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対す

る第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税 \_\_\_\_\_ に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(2)	3,900円	1,000円
第2号ア(3)(i)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(3)(ii)	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項 \_\_\_\_\_ に規定するガソリン軽自動車(以下この項 \_\_\_\_\_ において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分 \_\_\_\_\_ の軽自動車税 \_\_\_\_\_ に限り、同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

る第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(2)	3,900円	1,000円
第2号ア(3)(i)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(3)(ii)	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定

(軽自動車税\_\_\_\_\_の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税\_\_\_\_\_の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項**又は第3項**\_\_\_\_\_の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税\_\_\_\_\_の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税\_\_\_\_\_に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税\_\_\_\_\_

を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税**の種別割**の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税**の種別割**の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項**から第4項まで**\_\_\_\_\_の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税**の種別割**の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税**の種別割**に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税**の種別割**

の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項**及び附則第7条の3第1項**の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項**及び附則第7条の3第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

2 (略)

の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、**附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、**附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び

附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項**及び附則第7条の3第1項**中「所得割の額」とあるのは

「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から**令和11年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、**附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項**中「所得割の額」とあるのは

「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から**令和8年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から**令和11年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2~4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次の定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項**及び附則第7条の3第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項**及び附則第7条の3第1項**中「所得割の額」とあ

2 前項の規定は、昭和63年度から**令和8年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2~4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次の定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、**附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、**附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項**中「所得割の額」とあるのは

るのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項**及び附則第7条の3第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項**及び附則第7条の3第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 (略)

「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、**附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、**附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項 **及び附則第7条の3第1項** の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項 **及び附則第7条の3第1項** 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項 **及び第7条の3第1項** の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、**附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項** の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、**附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項** 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、**第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項** の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1

項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項**及び第7条の3第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項**及び第7条の3第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項**及び第7条の3第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特

項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、**第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、**第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、**第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特

例)

第20条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7

例)

第20条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7

第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項**及び第7条の3第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

6 (略)

第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、**第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

6 (略)

附則第4条による改正 笛吹市税条例の一部を改正する条例(平成26年笛吹市条例第18号)新旧対照表

改正案			現行		
<p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る笛吹市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税<b>の種別割</b>に係る笛吹市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
<p>第82条第2号ア(2)～ 附則第16条第1項の表第2 号ア(3)(ii)の項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第82条第2号ア(2)～ 附則第16条第1項の表第2 号ア(3)(ii)の項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

### 承認第 3 号

笛吹市都市計画税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて

笛吹市都市計画税条例の一部を改正する条例(令和 8 年笛吹市条例第 14 号)について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

### 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、一部の規定を除き、令和 8 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、笛吹市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じ、笛吹市都市計画税条例の一部改正について専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により本案を提出するものである。



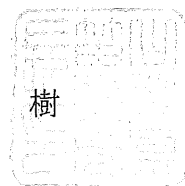
専決第3号

## 専 決 処 分 書

笛吹市都市計画税条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

笛吹市長 山下 政 樹



笛吹市都市計画税条例の一部改正について

笛吹市都市計画税条例(平成16年笛吹市条例第63号)の一部を改正する条例を別紙のように定める。

### 専決処分理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、一部の規定を除き、令和8年4月1日に施行されることに伴い、笛吹市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

笛吹市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

笛吹市長

山下政樹

#### 笛吹市条例第 14 号

##### 笛吹市都市計画税条例の一部を改正する条例

笛吹市都市計画税条例(平成 16 年笛吹市条例第 63 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 項(見出し中を含む。)中「附則第 15 条第 14 項」を「附則第 15 条第 13 項」に改める。

附則第 6 項(見出し中を含む。)中「附則第 15 条第 32 項」を「附則第 15 条第 31 項」に改める。

附則第 7 項(見出し中を含む。)中「附則第 15 条第 36 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改める。

附則第 8 項(見出し中を含む。)中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改める。

附則第 9 項(見出し中を含む。)中「附則第 15 条第 41 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改める。

附則第 21 項を附則第 22 項とする。

附則第 20 項中「第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」を「第 8 項、第 12 項から第 16 項まで、第 18 項、第 19 項、第 23 項、第 26 項、第 30 項から第 32 項まで、第 35 項、第 36 項、第 40 項若しくは第 43 項」に改め、同項を附則第 21 項とする。

附則第 19 項中「附則第 11 項及び第 13 項」を「附則第 12 項及び第 14 項」に、「附則第 11 項及び第 14 項」を「附則第 12 項及び第 15 項」に、「附則第 12 項、第 14 項及び第 15 項」を「附則第 13 項、第 15 項及び第 16 項」に、「附則第 14 項から第 16 項まで」を「附則第 15 項から第 17 項まで」に、「附則第 16 項」を「附則第 17 項」に、「附則第 17 項」を「附則第 18 項」に改め、同項を附則第 20 項とする。

附則第 18 項中「附則第 16 項」を「附則第 17 項」に改め、同項を附則第 19 項とする。

附則第 17 項を附則第 18 項に、附則第 16 項を附則第 17 項に改める。

附則第 15 項中「附則第 11 項」を「附則第 12 項」に改め、同項を附則第 16 項とする。

附則第 14 項中「附則第 11 項」を「附則第 12 項」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第 13 項中「附則第 11 項」を「附則第 12 項」に改め、同項を附則第 14 項とする。

附則第 12 項を附則第 13 項に改め、附則第 11 項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項(見出し中を含む。)中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号)第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成 24 年法律第 49 号)第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号)附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号)第 5 条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

附則第 10 項を附則第 11 項とし、附則第 9 項の次に次の 1 項を加える。

(法附則第 15 条の 11 第 1 項の条例で定める割合)

10 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の笛吹市都市計画税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 2 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上

改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

笛吹市都市計画税条例(平成16年笛吹市条例第63号)新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>(法<b>附則第15条第13項</b>の条例で定める割合)</p> <p>5 法<b>附則第15条第13項</b>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3 (都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法<b>附則第15条第13項</b>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。</p> <p>(法<b>附則第15条第31項</b>の条例で定める割合)</p> <p>6 法<b>附則第15条第31項</b>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(法<b>附則第15条第35項</b>の条例で定める割合)</p> <p>7 法<b>附則第15条第35項</b>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(法<b>附則第15条第36項</b>の条例で定める割合)</p> <p>8 法<b>附則第15条第36項</b>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(法<b>附則第15条第40項</b>の条例で定める割合)</p> <p>9 法<b>附則第15条第40項</b>に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p><b><u>(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)</u></b></p>	<p>附 則</p> <p>(法<b>附則第15条第14項</b>の条例で定める割合)</p> <p>5 法<b>附則第15条第14項</b>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3 (都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法<b>附則第15条第14項</b>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。</p> <p>(法<b>附則第15条第32項</b>の条例で定める割合)</p> <p>6 法<b>附則第15条第32項</b>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(法<b>附則第15条第36項</b>の条例で定める割合)</p> <p>7 法<b>附則第15条第36項</b>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(法<b>附則第15条第37項</b>の条例で定める割合)</p> <p>8 法<b>附則第15条第37項</b>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(法<b>附則第15条第41項</b>の条例で定める割合)</p> <p>9 法<b>附則第15条第41項</b>に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>[新設]</p>

**10 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。**

(**改修特別特定建築物** に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

**11 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物** について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に**地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する**旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

**(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するか**の別

(4)～(6) (略)

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市

(**改修実演芸術公演施設**に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

**10 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設**について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に**高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である**

旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

**(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか**の別

(4)～(6) (略)

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市

計画税の特例)

**12・13** (略)

**14 附則第12項**の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、**附則第12項**の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

**15** 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、**附則第12項**の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

計画税の特例)

**11・12** (略)

**13 附則第11項**の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、**附則第11項**の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

**14** 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、**附則第11項**の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

**16** 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、**附則第12項**の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

**17** (略)

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

**18** (略)

**19** 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する**附則第17項**の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

**20 附則第12項及び第14項**の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、**附則第12項及び第15項**の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、**附則**

**15** 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、**附則第11項**の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

**16** (略)

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

**17** (略)

**18** 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する**附則第16項**の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

**19 附則第11項及び第13項**の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、**附則第11項及び第14項**の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、**附則**

**第13項、第15項及び第16項**の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、**附則第15項から第17項まで**の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、**附則第17項**の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、**附則第18項**及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

**21** 法附則第15条第1項、**第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項**、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(課税の特例)

**22** (略)

**第12項、第14項及び第15項**の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、**附則第14項から第16項まで**の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、**附則第16項**の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、**附則第17項**及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

**20** 法附則第15条第1項、**第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項**、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(課税の特例)

**21** (略)

## 議案第 47 号

笛吹市林野火災予防条例の制定について  
笛吹市林野火災予防条例を次のように定める。

### 笛吹市条例第 号

#### 笛吹市林野火災予防条例

##### (目的)

第 1 条 この条例は、山林、原野等(以下「林野」という。)の火災予防に関し、基本理念を定めるとともに、市及び市民等の責務並びに林野における喫煙及び火の使用の制限について必要な事項を定めることを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入山者 登山又は林業その他の目的により林野に立ち入る者をいう。
- (2) 林野関係者 林野に所在する建築物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者をいう。
- (3) 市民等 市民、入山者及び林野関係者をいう。

##### (基本理念)

第 3 条 林野火災は、市民生活に大きな影響を及ぼすものであるとの認識に基づき、将来にわたって林野火災を発生させないことを基本とし、林野火災の予防に関し、市及び市民等がそれぞれの責務を果たすことにより、その取組が推進されなければならない。

##### (市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本理念にのっとり、この条例の目的を達成するため、市民等への周知を図るほか必要な施策を計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、市民等に対して、前項に規定する施策の周知を図るとともに、林野火災の予防について市民等の自主的な取組の促進を図るものとする。
- 3 市は、林野火災発生時における初動体制整備及び災害対策本部(笛吹市災害対策本部条例(平成 16 年笛吹市条例第 19 号)の規定に基づき設置される笛吹市災害対策本部をいう。)の体制整備に努めるものとする。
- 4 市は、林野火災の状況に応じて、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)に定められた機関又は笛吹市地域防災計画において協定を締結している機関への派遣要請及び市の受援体制の整備に努めるものとする。

##### (市民等の責務)

第 5 条 市民等は、第 3 条の基本理念にのっとり、林野火災の予防に努めると

ともに、市が行う施策に協力するよう努めなければならない。

(喫煙及び火の使用の制限)

第6条 入山者又は林野関係者は、林野において喫煙又は火の使用(裸火又は煙火の使用をいう。以下同じ。)をしないよう努めなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 車内又は吸殻容器が設置され、林野関係者により認められている場所で喫煙する場合
  - (2) 林野に隣接し、又は所在する住宅、寺院及び事業所の敷地内で火の使用をする場合
  - (3) 特に必要な場合であって消防長が火災予防上支障がないと認めた場合
- 2 前項ただし書により喫煙又は火の使用をする場合において、火の始末を適切に行わなければならない。
- 3 第1項ただし書の規定にかかわらず、入山者又は林野関係者は、林野火災注意報(笛吹市火災予防条例(平成18年笛吹市条例106号)第29条の8第1項に規定する林野火災に関する注意報をいう。)が発令されたときは、喫煙又は火の使用をしないよう努めなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、乾燥、強風等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は火災警報(消防法(昭和23年法律第186号)第22条第3項の規定による警報をいう。)が発令されたときは、入山者又は林野関係者は林野において喫煙又は火の使用をしてはならない。この場合において、現に喫煙又は火の使用をしているときは、直ちに消火しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

提案理由

林野火災の予防に関し、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、喫煙及び火の使用の制限について必要な事項を定めるために制定する。これが、本条例案を提出する理由である。

## 議案第 48 号

笛吹市行政手続条例の一部改正について

笛吹市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

### 笛吹市条例第 号

笛吹市行政手続条例の一部を改正する条例

笛吹市行政手続条例(平成 16 年笛吹市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条 3 項中「第 15 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 29 条中「第 15 条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 28 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条第 4 項後段」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の笛吹市行政手続条例(以下この項において「新条例」という。)第 15 条第 3 項及び第 4 項(これらの規定を新条例第 22 条第 3 項

(新条例第 25 条後段において準用する場合を含む。)及び第 29 条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

#### 提案理由

行政手続法の改正により、「聴聞」及び「弁明の機会の付与」の意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合は、インターネットによる公表が前提とされたため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市行政手続条例(平成16年笛吹市条例第9号)新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">第2節 聴聞 (聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u> _____ _____ _____によって行うことができる。_____</p> <p><b>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場</b></p>	<p style="text-align: center;">第2節 聴聞 (聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>[新設]</p>



項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「**同条第4項後段**」とあるのは「第29条において準用する**第15条第4項後段**」と読み替えるものとする。

項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「**同条第3項後段**」とあるのは「第29条において準用する**第15条第3項後段**」と読み替えるものとする。

## 議案第 49 号

笛吹市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

笛吹市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

## 笛吹市条例第 号

笛吹市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

笛吹市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和 5 年笛吹市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 1 項」に、「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

第 2 条中「第 173 条第 1 項第 1 号」を「第 173 条の 5 第 1 項第 1 号」に改める。

## 附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

## 提案理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条文に条項の番号ずれが生じるため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和5年笛吹市条例第17号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <b>第243条の2の8第1項</b>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法<b>第243条の2の9第3項</b>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免責することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) <b>第173条の5第1項第1号</b>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <b>第243条の2の7第1項</b>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法<b>第243条の2の8第3項</b>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免責することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) <b>第173条第1項第1号</b>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

## 議案第 50 号

笛吹市印鑑条例の一部改正について

笛吹市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

### 笛吹市条例第 号

笛吹市印鑑条例の一部を改正する条例

笛吹市印鑑条例(平成 16 年笛吹市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項第 1 号中「う。)」の次に「、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。)又は特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)」を加え、同項第 2 号中「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、新たに発行される特定在留カード等により、印鑑登録証明書の交付申請が可能になるよう、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市印鑑条例(平成16年笛吹市条例第12号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、市及び民間事業者が設置する証明書自動交付機能を有する機器に次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>(1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)、<b><u>特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。)</u></b>又は<b><u>特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)</u></b></p> <p>(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、市及び民間事業者が設置する証明書自動交付機能を有する機器に次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>(1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関</p>

する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）**第12条の2第4項第3号ロ**に規定する移動端末設備をいう。）

する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）**第12条の2第4項第2号ロ**に規定する移動端末設備をいう。）

## 議案第 51 号

令和 8 年度笛吹市一般会計補正予算(第 1 号)について

令和 8 年度笛吹市一般会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 296,948 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48,456,236 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	5,788,451	13,646	5,802,097
	1 国庫負担金	4,894,657	3,827	4,898,484
	2 国庫補助金	875,132	9,819	884,951
16	県支出金	2,659,200	2,870	2,662,070
	2 県補助金	791,292	2,870	794,162
18	寄附金	4,935,060	1,000	4,936,060
	1 寄附金	4,935,060	1,000	4,936,060
19	繰入金	7,634,442	261,132	7,895,574
	2 基金繰入金	7,634,442	261,132	7,895,574
21	諸収入	249,536	20,000	269,536
	4 雑入	193,867	20,000	213,867
22	市債	4,713,836	△1,700	4,712,136
	1 市債	4,713,836	△1,700	4,712,136
	歳 入 合 計	48,159,288	296,948	48,456,236

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	232,582	930	233,512
	1 議会費	232,582	930	233,512
2	総務費	8,160,682	53,321	8,214,003
	1 総務管理費	7,345,195	51,278	7,396,473
	2 徴税費	486,032	902	486,934
	3 戸籍住民基本台帳費	196,231	1,130	197,361
	5 統計調査費	6,732	11	6,743
3	民生費	15,863,187	△35,997	15,827,190
	1 社会福祉費	6,697,650	93,891	6,791,541
	2 児童福祉費	7,371,339	△137,666	7,233,673
	3 生活保護費	1,794,198	7,778	1,801,976
4	衛生費	1,929,771	72,406	2,002,177
	1 保健衛生費	971,431	4,746	976,177
	2 環境衛生費	329,200	42,668	371,868
	3 清掃費	514,873	24,032	538,905
	4 環境対策費	114,267	960	115,227
6	農林水産業費	954,016	36,357	990,373
	1 農業費	884,932	36,353	921,285
	2 林業費	69,084	4	69,088
7	商工費	538,371	1,017	539,388
	1 商工費	538,371	1,017	539,388
8	土木費	2,836,080	24,479	2,860,559
	1 土木管理費	211,481	176	211,657
	2 道路橋梁費	1,093,867	21,627	1,115,494
	4 都市計画費	1,415,561	2,676	1,418,237
9	消防費	2,136,060	1,484	2,137,544

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 消防費	千円 2,136,060	千円 1,484	千円 2,137,544
10	教育費	4,791,088	142,951	4,934,039
	1 教育総務費	948,487	194,987	1,143,474
	2 小学校費	515,978	△24,234	491,744
	3 中学校費	660,295	△32,216	628,079
	4 社会教育費	926,684	4,408	931,092
	5 保健体育費	761,091	6	761,097
	歳 出 合 計	48,159,288	296,948	48,456,236

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
学校体育館等空調設備整備業務委託	令和9年度 から 令和10年度	3,304,914

第3表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の 方 法
一 般 事 業 債	1,169,700	証 書 又 は 証 券 行 発 行	年5.0% 以 内  (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利 率見直し を行った 後におい ては、当 該利率見 直し後の 利率とす る。)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には、その債 権者と協定する ものとする。 ただし、財政 その他の都合に より据置期間及 び償還期限を短 縮し、若しくは 繰上償還又は低 利に借換えをす ることができる。	1,185,800	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
社会福祉施設整備 事業債	581,700				582,600			
公共事業等債	141,800				158,900			
地方道路等整備 事業債	320,500				343,900			
緊急防災・減災 事業債	307,800				339,100			
学校教育施設等 整備事業債	178,000				139,500			
施設整備事業債	294,100				242,100			

議案第 52 号

令和 8 年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について

令和 8 年度笛吹市国民健康保険特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 175 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,916,825 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	繰入金	631,034	175	631,209
	1 他会計繰入金	575,825	175	576,000
	歳 入 合 計	7,916,650	175	7,916,825

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	157,199	175	157,374
	1 総務管理費	147,664	175	147,839
	歳 出 合 計	7,916,650	175	7,916,825

議案第 53 号

令和 8 年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について

令和 8 年度笛吹市介護保険特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,645 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,445,927 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	1,734,046	4,309	1,738,355
	2 国庫補助金	460,699	4,309	465,008
5	県支出金	1,001,051	2,155	1,003,206
	2 県補助金	57,439	2,155	59,594
7	繰入金	1,282,691	4,181	1,286,872
	1 一般会計繰入金	1,172,691	4,181	1,176,872
	歳 入 合 計	7,435,282	10,645	7,445,927

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	198,135	2,026	200,161
	1 総務管理費	118,793	2,026	120,819
4	地域支援事業費	366,715	11,190	377,905
	2 包括的支援事業費	149,121	11,190	160,311
7	予備費	43,842	△2,571	41,271
	1 予備費	43,842	△2,571	41,271
	歳 出 合 計	7,435,282	10,645	7,445,927

議案第 54 号

令和 8 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)につ  
いて

令和 8 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定め  
るところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 44 千円を追加し、歳入歳出  
予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,365,412 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の  
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	1,179,575	44	1,179,619
	1 一般会計繰入金	1,179,575	44	1,179,619
	歳 入 合 計	2,365,368	44	2,365,412

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	25,152	44	25,196
	1 総務管理費	20,524	44	20,568
	歳 出 合 計	2,365,368	44	2,365,412

議案第 55 号

令和 8 年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第 1 号)  
について

令和 8 年度笛吹市境川観光交流センター特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 91,584 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	65,567	11	65,578
	1 負担金	65,567	11	65,578
	歳 入 合 計	91,573	11	91,584

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	89,233	11	89,244
	1 総務管理費	89,233	11	89,244
	歳 出 合 計	91,573	11	91,584

議案第 56 号

令和 8 年度笛吹市水道事業会計補正予算(第 1 号)について

令和 8 年度笛吹市水道事業会計の補正予算(第 1 号)は、別冊に定めるところによる。

提案理由

地方公営企業法第 24 条の規定により、議会に提出する必要がある。

議案第56号 別冊

令和 8 年度

笛吹市水道事業会計補正予算

( 第 1 号 )

## 令和8年度 笛吹市水道事業会計補正予算（第1号）

第 1 条 令和8年度笛吹市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和8年度笛吹市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第 1 款	水 道 事 業 費 用	1,802,399 千円	0 千円	1,802,399 千円
第 1 項	営 業 費 用	1,624,924 千円	0 千円	1,624,924 千円

第 3 条 予算第4条に定めた、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第 1 款	資 本 的 収 入	1,518,039 千円	37,939 千円	1,555,978 千円
第 2 項	出 資 金	51,448 千円	37,939 千円	89,387 千円

支 出	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第 1 款	資 本 的 支 出	2,316,694 千円	37,939 千円	2,354,633 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	1,897,024 千円	37,939 千円	1,934,963 千円

第 4 条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
職 員 給 与 費	164,940 千円	△ 9,356 千円	155,584 千円

令和8年度 補正予算実施計画  
収益的收入及び支出

支 出

(千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1	水道事業費用		1,802,399	0	1,802,399		
	1	営業費用	1,624,924	0	1,624,924		
		1	原水及び浄水費	695,700	4,191	699,891	
		4	総係費	230,849	△ 4,191	226,658	

令和8年度 補正予算実施計画  
資本的收入及び支出

収 入

(千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	資本的收入		1,518,039	37,939	1,555,978	
	2	出資金	51,448	37,939	89,387	
		1 出資金	51,448	37,939	89,387	

支 出

(千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	資本的支出		2,316,694	37,939	2,354,633	
	1	建設改良費	1,897,024	37,939	1,934,963	
		1 水道建設費	1,894,054	37,939	1,931,993	

令和8年度 補正予算内訳書  
収益的收入及び支出

支 出

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1 水道事業費用		1,802,399	0	1,802,399			
	1 営業費用	1,624,924	0	1,624,924			
	1 原水及び浄水費	695,700	4,191	699,891	燃料費	320	
					委託料	3,342	
					賃借料	529	
	4 総係費	230,849	△ 4,191	226,658	給料	△ 4,191	
					手当	△ 17	
					旅費	17	

令和8年度 補正予算内訳書  
資本的收入及び支出

収 入

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1 資本的收入		1,518,039	37,939	1,555,978			
	2 出資金	51,448	37,939	89,387			
	1 出資金	51,448	37,939	89,387	出資金	37,939	

支 出

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1 資本的支出		2,316,694	37,939	2,354,633			
	1 建設改良費	1,897,024	37,939	1,934,963			
	1 水道建設費	1,894,054	37,939	1,931,993	給料	△ 1,494	
					手当	△ 2,424	
					法定福利費	△ 1,230	
					委託料	5,148	
					工事請負費	37,939	

給 与 費 明 細 書

水道事業会計

1 一般職  
(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	12	0	48,625	34,952	83,577	25,642	109,219
	資本勘定 支弁職員	6	0	22,484	13,986	36,470	9,895	46,365
	合 計	18	0	71,109	48,938	120,047	35,537	155,584
補正前	損益勘定 支弁職員	12	0	52,816	34,969	87,785	25,642	113,427
	資本勘定 支弁職員	6	0	23,978	16,410	40,388	11,125	51,513
	合 計	18	0	76,794	51,379	128,173	36,767	164,940
比 較	損益勘定 支弁職員	0	0	△ 4,191	△ 17	△ 4,208	0	△ 4,208
	資本勘定 支弁職員	0	0	△ 1,494	△ 2,424	△ 3,918	△ 1,230	△ 5,148
	合 計	0	0	△ 5,685	△ 2,441	△ 8,126	△ 1,230	△ 9,356

職員手当の内訳	区 分	管理職 手当 (千円)	扶 養 手当 (千円)	通 勤 手当 (千円)	住 居 手当 (千円)	駐車場利 用料手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退 職 手当 (千円)
	補正後	3,360	2,226	497	1,084	577	1,927	1,140	38,113	0	14	0
	補正前	3,665	2,610	547	1,420	864	1,927	1,980	38,352	0	14	0
	比 較	△ 305	△ 384	△ 50	△ 336	△ 287	0	△ 840	△ 239	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	18	0	71,109	48,938	120,047	35,537	155,584
補正前	18	0	76,794	51,379	128,173	36,767	164,940
比較	0	0	△ 5,685	△ 2,441	△ 8,126	△ 1,230	△ 9,356

職員手当の内訳	区 分	管理職 手当 (千円)	扶 養 手当 (千円)	通 勤 手当 (千円)	住 居 手当 (千円)	駐車場利 用料手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退 職 手当 (千円)
	補正後	3,360	2,226	497	1,084	577	1,927	1,140	38,113	0	14	0
	補正前	3,665	2,610	547	1,420	864	1,927	1,980	38,352	0	14	0
	比 較	△ 305	△ 384	△ 50	△ 336	△ 287	0	△ 840	△ 239	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	0	0	0	0	0	0	0
補正前	0	0	0	0	0	0	0
比較	0	0	0	0	0	0	0

職員手当の内訳	区 分	管理職 手当 (千円)	扶 養 手当 (千円)	通 勤 手当 (千円)	住 居 手当 (千円)	駐車場利 用料手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退 職 手当 (千円)
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
		(千円)			
給 料	△ 5,685	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 5,685	人事異動に伴う減	
職員手当	△ 2,441	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 2,441	人事異動に伴う減	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行政職
令和8年6月1日現在	平均給料月額 (円)	329,208
	平均給与月額 (円)	365,060
	平均年齢 (歳)	43.3
令和8年1月1日現在	平均給料月額 (円)	355,528
	平均給与月額 (円)	393,685
	平均年齢 (歳)	43.8

イ 初任給

区分	行政職 (円)	一般会計の制度	
		行政職 (円)	
高 校 卒	188,000	188,000	
短 大 卒	201,000	201,000	
大 学 卒	220,000	220,000	

ウ 級別職員数

区 分	行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和8年6月1日現在	7	1	5.6%
	6	2	11.1%
	5	2	11.1%
	4	6	33.4%
	3	2	11.1%
	2	3	16.6%
	1	2	11.1%
	計	18	100.0%
令和8年1月1日現在	7	1	5.6%
	6	2	11.1%
	5	2	11.1%
	4	7	38.9%
	3	1	5.6%
	2	3	16.6%
	1	2	11.1%
	計	18	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区 分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
行 政 職	部長	課長	課長補佐・主幹	副主幹	主査	主任	主事

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補 正 後	2.325	2.325	4.65	有
補 正 前	2.325	2.325	4.65	有
一般会計の 制 度	2.325	2.325	4.65	有

オ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	

カ 地域手当

支給対象地域	なし
支給率 (%)	0
支給対象職員数 (人)	0
国の指定基準に基 づく支給率 (%)	0

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		一般職	
給料総額に対する比率 (%)	0	0	
支給対象職員の比率 (%) (令和8年6月1日現在)	0	0	
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	なし
住 居 手 当	同	なし
通 勤 手 当	同	なし

議案第 57 号

令和8年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第1号)  
について

令和8年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計の補正予算(第1号)は、別冊に定めるところによる。

提案理由

地方公営企業法第24条の規定により、議会に提出する必要がある。

議案第57号 別冊

令和 8 年度

笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算

( 第 1 号 )

## 令和8年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第1号）

第 1 条 令和8年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和8年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第 1 款	温 泉 事 業 収 益	71,592 千円	989 千円	72,581 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	8,606 千円	989 千円	9,595 千円
支 出	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第 1 款	温 泉 事 業 費 用	71,592 千円	989 千円	72,581 千円
第 1 項	営 業 費 用	67,002 千円	989 千円	67,991 千円

第 3 条 予算第4条本文中括弧中、「不足する額11,714千円」を「不足する額13,694千円」に改め、不足する額は損益勘定留保資金等で補てんし、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第 1 款	資 本 的 支 出	11,714 千円	1,980 千円	13,694 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	11,714 千円	1,980 千円	13,694 千円

第 4 条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
職 員 給 与 費	5,160 千円	989 千円	6,149 千円

第 5 条 予算第8条に定めた、一般会計からの補助金の金額を次のように改める。

(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
7,357 千円	989 千円	8,346 千円

令和8年度 補正予算実施計画  
収益的收入及び支出

収 入

			(千円)			
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	温泉事業収益		71,592	989	72,581	
	2	営業外収益	8,606	989	9,595	
		2 他会計補助金	7,357	989	8,346	

支 出

			(千円)			
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	温泉事業費用		71,592	989	72,581	
	1	営業費用	67,002	989	67,991	
		2 総係費	9,353	989	10,342	

令和8年度 補正予算実施計画  
資本的收入及び支出

支 出

(千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	資本的支出		11,714	1,980	13,694	
	1	建設改良費	11,714	1,980	13,694	
		1 建設改良費	2,288	1,980	4,268	

令和8年度 補正予算内訳書  
収益の収入及び支出

収 入

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1 温泉事業収益		71,592	989	72,581			
	2 営業外収益	8,606	989	9,595			
					他会計補助金	989	一般会計補助金
	2 他会計補助金	7,357	989	8,346			

支 出

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1 温泉事業費用		71,592	989	72,581			
	1 営業費用	67,002	989	67,991			
					給料	581	
					手当	216	
					法定福利費	116	
					退職手当組合 負担金	76	
	2 総係費	9,353	989	10,342			

令和8年度 補正予算内訳書  
資本的收入及び支出

支 出

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1 資本的支出		11,714	1,980	13,694			
	1 建設改良費	11,714	1,980	13,694			
					1 建設改良費	2,288	1,980
					工事請負費		1,980

# 給 与 費 明 細 書

笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計

1 一般職  
(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	1	0	3,140	1,704	4,844	1,305	6,149
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	1	0	3,140	1,704	4,844	1,305	6,149
補正前	損益勘定 支弁職員	1	0	2,559	1,488	4,047	1,113	5,160
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	1	0	2,559	1,488	4,047	1,113	5,160
比 較	損益勘定 支弁職員	0	0	581	216	797	192	989
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	581	216	797	192	989

職員手当の内訳	区 分	管理職 手当 (千円)	扶 養 手当 (千円)	通 勤 手当 (千円)	住 居 手当 (千円)	駐車場利 用料手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退 職 手当 (千円)
	補正後	0	0	24	0	36	104	0	1,540	0	0	0
	補正前	0	0	24	0	48	104	0	1,312	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	△ 12	0	0	228	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	1	0	3,140	1,704	4,844	1,305	6,149
補正前	1	0	2,559	1,488	4,047	1,113	5,160
比較	0	0	581	216	797	192	989

職員手当の内訳	区 分	管理職 手当 (千円)	扶 養 手当 (千円)	通 勤 手当 (千円)	住 居 手当 (千円)	駐車場利 用料手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退 職 手当 (千円)
	補正後	0	0	24	0	36	104	0	1,540	0	0	0
	補正前	0	0	24	0	48	104	0	1,312	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	△ 12	0	0	228	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	0	0	0	0	0	0	0
補正前	0	0	0	0	0	0	0
比較	0	0	0	0	0	0	0

職員手当の内訳	区 分	管理職 手当 (千円)	扶 養 手当 (千円)	通 勤 手当 (千円)	住 居 手当 (千円)	駐車場利 用料手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退 職 手当 (千円)
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	581	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分		581	人事異動に伴う増
職員手当	216	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分		216	人事異動に伴う増

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行政職
令和8年6月1日現在	平均給料月額 (円)	261,667
	平均給与月額 (円)	266,667
	平均年齢 (歳)	28.0
令和8年1月1日現在	平均給料月額 (円)	213,250
	平均給与月額 (円)	215,250
	平均年齢 (歳)	19.0

イ 初任給

区分	行政職 (円)	一般会計の制度	
		行政職 (円)	
高 校 卒	188,000	188,000	
短 大 卒	201,000	201,000	
大 学 卒	220,000	220,000	

ウ 級別職員数

区 分	行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和8年6月1日現在	7		0.0%
	6		0.0%
	5		0.0%
	4		0.0%
	3		0.0%
	2	1	100.0%
	1		0.0%
	計	1	100.0%
令和8年1月1日現在	7		0.0%
	6		0.0%
	5		0.0%
	4		0.0%
	3		0.0%
	2		0.0%
	1	1	100.0%
	計	1	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区 分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
行 政 職	部長	課長	課長補佐・主幹	副主幹	主査	主任	主事

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補 正 後	2.325	2.325	4.65	有
補 正 前	2.325	2.325	4.65	有
一般会計の 制 度	2.325	2.325	4.65	有

オ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	

カ 地域手当

支給対象地域	なし
支給率 (%)	0
支給対象職員数 (人)	0
国の指定基準に基 づく支給率 (%)	0

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		一般職	
給料総額に対する比率 (%)	0	0	
支給対象職員の比率 (%) (令和8年6月1日現在)	0	0	
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	なし
住 居 手 当	同	なし
通 勤 手 当	同	なし

## 議案第 58 号

令和 8 年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)について

令和 8 年度笛吹市公共下水道事業会計の補正予算(第 1 号)は、別冊に定めるところによる。

## 提案理由

地方公営企業法第 24 条の規定により、議会に提出する必要がある。

議案第58号 別冊

令和 8 年度

笛吹市公共下水道事業会計補正予算

( 第 1 号 )

## 令和8年度 笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

第 1 条 令和8年度笛吹市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和8年度笛吹市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第 1 款	下 水 道 事 業 費 用	2,035,033 千円	0 千円	2,035,033 千円
第 1 項	営 業 費 用	1,863,356 千円	0 千円	1,863,356 千円

第 3 条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
職 員 給 与 費	72,063 千円	△ 12 千円	72,051 千円

令和8年度 補正予算実施計画  
収益的收入及び支出

支 出

(千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	下水道事業費用		2,035,033	0	2,035,033	
	1	営業費用	1,863,356	0	1,863,356	
		2 総係費	88,388	0	88,388	

令和8年度 補正予算内訳書  
収益的收入及び支出

支 出

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1	下水道事業費用	2,035,033	0	2,035,033			
	1 営業費用	1,863,356	0	1,863,356			
	2 総係費	88,388	0	88,388	給料	△ 293	
					手当	543	
					法定福利費	△ 224	
					退職手当組合 負担金	△ 38	
					旅費	12	

給 与 費 明 細 書

公共下水道事業会計

1 一般職  
(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	5	0	19,918	14,529	34,447	9,383	43,830
	資本勘定 支弁職員	3	0	13,726	8,273	21,999	6,222	28,221
	合 計	8	0	33,644	22,802	56,446	15,605	72,051
補正前	損益勘定 支弁職員	5	0	20,211	13,986	34,197	9,645	43,842
	資本勘定 支弁職員	3	0	13,726	8,273	21,999	6,222	28,221
	合 計	8	0	33,937	22,259	56,196	15,867	72,063
比 較	損益勘定 支弁職員	0	0	△ 293	543	250	△ 262	△ 12
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	△ 293	543	250	△ 262	△ 12

職員手当の内訳	区 分	管理職 手当 (千円)	扶 養 手当 (千円)	通 勤 手当 (千円)	住 居 手当 (千円)	駐車場利 用料手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退 職 手当 (千円)
	補正後	1,534	1,182	245	666	357	699	840	17,236	0	43	0
	補正前	1,534	810	245	666	384	699	600	17,286	0	35	0
	比 較	0	372	0	0	△ 27	0	240	△ 50	0	8	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	8	0	33,644	22,802	56,446	15,605	72,051
補正前	8	0	33,937	22,259	56,196	15,867	72,063
比較	0	0	△ 293	543	250	△ 262	△ 12

職員手当の内訳	区 分	管理職 手当 (千円)	扶 養 手当 (千円)	通 勤 手当 (千円)	住 居 手当 (千円)	駐車場利 用料手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退 職 手当 (千円)
	補正後	1,534	1,182	245	666	357	699	840	17,236	0	43	0
	補正前	1,534	810	245	666	384	699	600	17,286	0	35	0
	比 較	0	372	0	0	△ 27	0	240	△ 50	0	8	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	0	0	0	0	0	0	0
補正前	0	0	0	0	0	0	0
比較	0	0	0	0	0	0	0

職員手当の内訳	区 分	管理職 手当 (千円)	扶 養 手当 (千円)	通 勤 手当 (千円)	住 居 手当 (千円)	駐車場利 用料手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退 職 手当 (千円)
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
		(千円)			
給 料	△ 293	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 293	人事異動に伴う減	
職員手当	543	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	543	人事異動に伴う増	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行政職
令和8年6月1日現在	平均給料月額 (円)	350,458
	平均給与月額 (円)	391,958
	平均年齢 (歳)	42.0
令和8年1月1日現在	平均給料月額 (円)	353,510
	平均給与月額 (円)	387,417
	平均年齢 (歳)	43.1

イ 初任給

区分	行政職 (円)	一般会計の制度	
		行政職 (円)	
高 校 卒	188,000	188,000	
短 大 卒	201,000	201,000	
大 学 卒	220,000	220,000	

ウ 級別職員数

区 分	行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和8年6月1日現在	7		0.0%
	6	1	12.5%
	5	3	37.5%
	4	1	12.5%
	3	1	12.5%
	2	1	12.5%
	1	1	12.5%
	計	8	100.0%
令和8年1月1日現在	7		0.0%
	6	1	12.5%
	5	2	25.0%
	4	3	37.5%
	3		0.0%
	2	1	12.5%
	1	1	12.5%
	計	8	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区 分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
行 政 職	部長	課長	課長補佐・主幹	副主幹	主査	主任	主事

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補 正 後	2.325	2.325	4.65	有
補 正 前	2.325	2.325	4.65	有
一般会計の 制 度	2.325	2.325	4.65	有

オ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	

カ 地域手当

支給対象地域	なし
支給率 (%)	0
支給対象職員数 (人)	0
国の指定基準に基 づく支給率 (%)	0

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		一般職	
給料総額に対する比率 (%)	0	0	
支給対象職員の比率 (%) (令和8年6月1日現在)	0	0	
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	なし
住 居 手 当	同	なし
通 勤 手 当	同	なし

## 議案第 59 号

令和 8 年度笛吹市農業集落排水事業会計補正予算(第 1 号)について

令和 8 年度笛吹市農業集落排水事業会計の補正予算(第 1 号)は、別冊に定めるところによる。

## 提案理由

地方公営企業法第 24 条の規定により、議会に提出する必要がある。

議案第59号 別冊

令和 8 年度

笛吹市農業集落排水事業会計補正予算

( 第 1 号 )

## 令和8年度 笛吹市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

第 1 条 令和8年度笛吹市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和8年度笛吹市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第 1 款	農業集落排水事業収益	46,258 千円	178 千円	46,436 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	38,060 千円	178 千円	38,238 千円
支 出	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第 1 款	農業集落排水事業費用	46,258 千円	178 千円	46,436 千円
第 1 項	営 業 費 用	43,882 千円	178 千円	44,060 千円

第 3 条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
職 員 給 与 費	6,058 千円	178 千円	6,236 千円

第 4 条 予算第8条に定めた、一般会計からの補助金の金額を次のように改める。

(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
22,577 千円	178 千円	22,755 千円

令和8年度 補正予算実施計画  
収益的收入及び支出

収入

(千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1	農業集落排水事業	収益	46,258	178	46,436	
	2	営業外収益	38,060	178	38,238	
		2 他会計補助金	22,577	178	22,755	

支出

(千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1	農業集落排水事業	費用	46,258	178	46,436	
	1	営業費用	43,882	178	44,060	
		2 総係費	6,549	178	6,727	

令和8年度 補正予算内訳書  
収益の収入及び支出

収 入

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1	農業集落排水事業収益	46,258	178	46,436			
	2 営業外収益	38,060	178	38,238			
	2 他会計補助金	22,577	178	22,755	一般会計補助金	178	

支 出

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1	農業集落排水事業費用	46,258	178	46,436			
	1 営業費用	43,882	178	44,060			
	2 総係費	6,549	178	6,727	手当	210	
					法定福利費	△ 32	

給 与 費 明 細 書

農業集落排水事業会計

1 一般職  
(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	1	0	2,949	1,963	4,912	1,324	6,236
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	1	0	2,949	1,963	4,912	1,324	6,236
補正前	損益勘定 支弁職員	1	0	2,949	1,753	4,702	1,356	6,058
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	1	0	2,949	1,753	4,702	1,356	6,058
比 較	損益勘定 支弁職員	0	0	0	210	210	△ 32	178
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	210	210	△ 32	178

職員手当の 内訳	区 分	管理職 手当 (千円)	扶 養 手当 (千円)	通 勤 手当 (千円)	住 居 手当 (千円)	駐車場利 用料手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退 職 手当 (千円)
	補正後	0	0	24	198	36	179	0	1,519	0	7	0
	補正前	0	0	0	0	48	179	0	1,519	0	7	0
	比 較	0	0	24	198	△ 12	0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	1	0	2,949	1,963	4,912	1,324	6,236
補正前	1	0	2,949	1,753	4,702	1,356	6,058
比較	0	0	0	210	210	△ 32	178

職員手当の 内訳	区 分	管理職 手当 (千円)	扶 養 手当 (千円)	通 勤 手当 (千円)	住 居 手当 (千円)	駐車場利 用料手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退 職 手当 (千円)
	補正後	0	0	24	198	36	179	0	1,519	0	7	0
	補正前	0	0	0	0	48	179	0	1,519	0	7	0
	比 較	0	0	24	198	△ 12	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	0	0	0	0	0	0	0
補正前	0	0	0	0	0	0	0
比較	0	0	0	0	0	0	0

職員手当の 内訳	区 分	管理職 手当 (千円)	扶 養 手当 (千円)	通 勤 手当 (千円)	住 居 手当 (千円)	駐車場利 用料手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退 職 手当 (千円)
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
		(千円)			
給 料	0	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分			
職員手当	210	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	210	人事異動に伴う増	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行政職
令和8年6月1日現在	平均給料月額 (円)	245,750
	平均給与月額 (円)	267,250
	平均年齢 (歳)	27.0
令和8年1月1日現在	平均給料月額 (円)	245,750
	平均給与月額 (円)	245,750
	平均年齢 (歳)	26.0

イ 初任給

区分	行政職 (円)	一般会計の制度	
		行政職 (円)	
高 校 卒	188,000	188,000	
短 大 卒	201,000	201,000	
大 学 卒	220,000	220,000	

ウ 級別職員数

区 分	行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和8年6月1日現在	7		0.0%
	6		0.0%
	5		0.0%
	4		0.0%
	3		0.0%
	2		0.0%
	1	1	100.0%
	計	1	100.0%
令和8年1月1日現在	7		0.0%
	6		0.0%
	5		0.0%
	4		0.0%
	3		0.0%
	2		0.0%
	1	1	100.0%
	計	1	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区 分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
行 政 職	部長	課長	課長補佐・主幹	副主幹	主査	主任	主事

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補 正 後	2.325	2.325	4.65	有
補 正 前	2.325	2.325	4.65	有
一般会計の 制 度	2.325	2.325	4.65	有

オ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	

カ 地域手当

支給対象地域	なし
支給率 (%)	0
支給対象職員数 (人)	0
国の指定基準に基 づく支給率 (%)	0

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		一般職	
給料総額に対する比率 (%)	0	0	
支給対象職員の比率 (%) (令和8年6月1日現在)	0	0	
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	なし
住 居 手 当	同	なし
通 勤 手 当	同	なし

議案第 60 号

契約の締結について(石和第一保育所建設工事(建築主体)(債務))  
次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

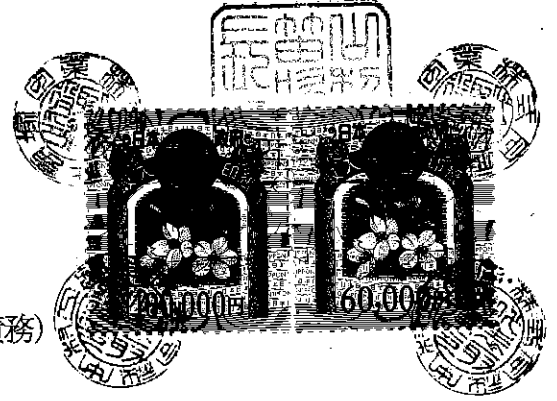
- 1 工 事 名 石和第一保育所建設工事(建築主体)(債務)
- 2 工事場所 笛吹市石和町八田 178 番地 1
- 3 請負金額 金 709, 500, 000 円(税込み)
- 4 請負業者 飯塚工業・中村工務店石和第一保育所建設工事共同企業体  
(代表構成員)山梨県笛吹市御坂町井之上 1511 番地  
株式会社飯塚工業  
代表取締役 飯塚 潤  
(構 成 員)山梨県笛吹市境川町藤埜 880 番地 1  
株式会社中村工務店  
代表取締役 中村 和男

提案理由

石和第一保育所建設工事(建築主体)(債務)の請負契約を締結したいので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出するものである。



建設工事請負仮契約書



- 1 契約番号 5081000013
- 2 工事名 石和第一保育所建設工事（建築主体）（債務）
- 3 工事場所 笛吹市石和町八田178番地1
- 4 工期 着手 議会議決日の翌日  
完成 令和 9年 7月 30日
- 5 工事を施工しない日 特記仕様書に特別な定めがあるときは、その定めによる。  
工事を施工しない時間帯 特記仕様書に特別な定めがあるときは、その定めによる。

6 請負代金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	7	0	9	5	0	0	0	0	0

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
金 64,500,000円

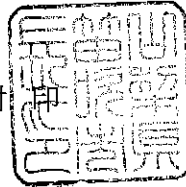
- 7 契約保証金 保証保険等(金70,950,000円)
- 8 支払条件 前金払40%以内、部分払5回以内又は中間前金払20%以内、及び完成払
- 9 建設発生土の搬出先等 特記仕様書に定めがあるときは、その定めによる。
- 10 解体工事に要する費用等 別紙書面のとおりに

この建設工事請負契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、本件仮契約は笛吹市議会の議決がなされたときに本契約となる。ただし、議会の議決が得られないとき、本件仮契約は無効となる。この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(仮契約日) 令和 8年 6月 1日

発注者 住所 山梨県笛吹市石和町市部777番地  
笛吹市

職・氏名 笛吹市長 山下 政樹



受注者 飯塚工業・中村工務店 石和第一保育所建設工事共同企業体

代表構成員 住所(所在地) 山梨県笛吹市御坂町井之上1,5  
商号又は名称 株式会社 飯塚  
代表者職氏名 代表取締役 飯塚 潤三

構成員 住所(所在地) 山梨県笛吹市御坂町井之上880番地1  
商号又は名称 株式会社 中村  
代表者職氏名 代表取締役 中村 和

(議決日) 令和 年 月 日



議案第 61 号

動産の取得について(笛吹市統合書庫書架購入)

次のとおり動産の取得をすることについて議決を求める。

- 1 取得する動産 笛吹市統合書庫書架購入
- 2 契約の方法 一般競争入札による契約
- 3 取得金額 金 247,280,000 円(税込み)
- 4 契約の相手方 山梨県笛吹市石和町今井 185 番地 2  
株式会社小林事務機  
代表取締役 小林 茂樹

提案理由

笛吹市統合書庫書架購入について動産の取得をしたいので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 3 条の規定により、本案を提出するものである。



# 物品売買仮契約書

- 1. 契約番号 5083000021
- 2. 件名 笛吹市統合書庫書架購入
- 3. 契約金額 金 247,280,000円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税 金 22,480,000円)
- 4. 品名規格等 別紙のとおり
- 5. 納入期限 令和9年3月26日
- 6. 納入場所 笛吹市石和町上平井1030番地
- 7. 契約保証金 財務規則第156条の規定により免除

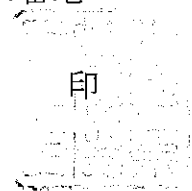
この物品売買契約について、買受人と売渡人とは、別添条項により仮契約(以下「本件仮契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件仮契約は笛吹市議会の議決がなされたときに本契約となる。但し、議会の議決を得られないとき、本件仮契約は無効となる。

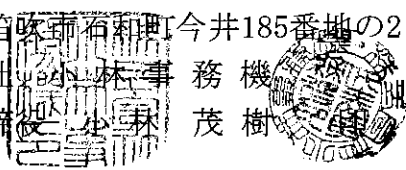
この契約の証として本書2通を作成し、買受人及び売渡人が記名押印の上、各自1通保有する。

(仮契約日) 令和8年6月1日

買受人 住所又は所在地 山梨県笛吹市石和町市部777番地  
笛吹市  
職・氏名 笛吹市長 山下 政樹 印



売渡人 住所又は所在地 山梨県笛吹市石和町今井185番地の2  
商号又は名称 株式会社小森事務機  
代表者職・氏名 代表取締役 小森 茂樹



(議決日) 令和 年 月 日  
(本契約日)

## 議案第 62 号

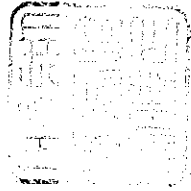
動産の取得について(本庁執務室レイアウト改修備品購入(3期))

次のとおり動産の取得をすることについて議決を求める。

- 1 取得する動産 本庁執務室レイアウト改修備品購入(3期)
- 2 契約の方法 一般競争入札による契約
- 3 取得金額 金 61,380,000 円(税込み)
- 4 契約の相手方 山梨県笛吹市石和町今井 185 番地 2  
株式会社小林事務機  
代表取締役 小林 茂樹

### 提案理由

本庁執務室レイアウト改修備品購入(3期)について動産の取得をしたいので、  
笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例  
第3条の規定により、本案を提出するものである。



# 物品売買仮契約書

- 1. 契約番号 5083000019
- 2. 件名 本庁執務室レイアウト改修備品購入（3期）
- 3. 契約金額 金 61,380,000円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税 金 5,580,000円)
- 4. 品名規格等 別紙のとおり
- 5. 納入期限 令和9年3月26日
- 6. 納入場所 笛吹市石和町市部800番地 笛吹市役所保健福祉館
- 7. 契約保証金 財務規則第156条の規定により免除

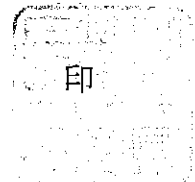
この物品売買契約について、買受人と売渡人とは、別添条項により仮契約（以下「本件仮契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件仮契約は笛吹市議会の議決がなされたときに本契約となる。但し、議会の議決を得られないとき、本件仮契約は無効となる。

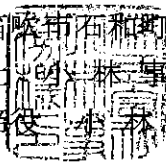
この契約の証として本書2通を作成し、買受人及び売渡人が記名押印の上、各自1通保有する。

(仮契約日) 令和8年6月1日

買受人 住所又は所在地 山梨県笛吹市石和町市部777番地  
笛吹市  
職・氏名 笛吹市長 山下 政樹 印



売渡人 住所又は所在地 山梨県笛吹市石和町今井185番地の2  
商号又は名称 株式会社 山林事務機  
代表者職・氏名 代表取締役 山林 茂樹 印



(議決日) 令和 年 月 日  
(本契約日)

## 議案第 63 号

動産の取得について(電源照明車購入(明許))

次のとおり動産の取得をすることについて議決を求める。

- |          |   |
|----------|---|
| 1 取得する動産 | 電源照明車購入(明許)                                   |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札による契約                                   |
| 3 取得金額   | 金 41,699,647 円(税込み)                           |
| 4 契約の相手方 | 山梨県笛吹市御坂町八千蔵 275-1<br>東八防災株式会社<br>代表取締役 宮本 雄一 |

### 提案理由

電源照明車購入(明許)について動産の取得をしたいので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、本案を提出するものである。



## 物品売買仮契約書

1. 契約番号 5083000014
2. 件名 電源照明車購入 (明許)
3. 契約金額 金 41,699,647 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税 3,790,877 円)
4. 品名規格等 別紙のとおり
5. 納入期限 令和10年3月24日
6. 納入場所 笛吹市石和町下平井204番地 笛吹市消防本部
7. 契約保証金 財務規則第156条の規定により免除

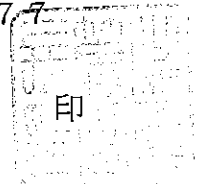
この物品売買契約について、買受人と売渡人とは、別添条項により仮契約(以下、「本件仮契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件仮契約は笛吹市議会の議決がなされたときに本契約となる。ただし、議会の議決が得られないとき、本件仮契約は無効となる。

この契約の証として本書2通を作成し、買受人及び売渡人が記名押印の上、各自1通保有する。

(仮契約日) 令和8年6月1日

買受人 住所又は所在地 山梨県笛吹市石和町市部77-7  
笛吹市  
職・氏名 笛吹市長 山下 政樹



売渡人 住所又は所在地 笛吹市御坂町八千蔵275-1  
商号又は名称 東八防災株式会社  
代表者職・氏名 代表取締役 宮本 雄一



(議決日) 令和 年 月 日



## 議案第 64 号

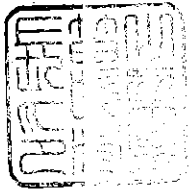
動産の取得について(高規格救急自動車購入(救急 2)(明許))

次のとおり動産の取得をすることについて議決を求める。

- |          |   |
|----------|---|
| 1 取得する動産 | 高規格救急自動車購入(救急 2)(明許)                                |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札による契約   |
| 3 取得金額   | 金 42,559,000 円(税込み)                                 |
| 4 契約の相手方 | 山梨県笛吹市石和町松本 1024 番地<br>甲斐日産自動車(株) 甲府石和店<br>店長 前田 朋久 |

### 提案理由

高規格救急自動車購入(救急 2)(明許)について動産の取得をしたいので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 3 条の規定により、本案を提出するものである。



## 物品売買仮契約書

1. 契約番号 5083000015
2. 件名 高規格救急自動車購入（救急2）（明許）
3. 契約金額 金 42,559,000 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税 ¥3,869,000 円)
4. 品名規格等 別紙のとおり
5. 納入期限 令和9年10月31日
6. 納入場所 笛吹市石和町下平井204番地 笛吹市消防本部
7. 契約保証金 財務規則第156条の規定により免除

この物品売買契約について、買受人と売渡人とは、別添条項により仮契約（以下、「本件仮契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

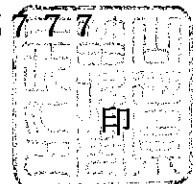
なお、本件仮契約は笛吹市議会の議決がなされたときに本契約となる。ただし、議会の議決が得られないとき、本件仮契約は無効となる。

この契約の証として本書2通を作成し、買受人及び売渡人が記名押印の上、各自1通保有する。

(仮契約日) 令和 8年 6月 1日



買受人 住所又は所在地 山梨県笛吹市石和町市部  
笛吹市  
職・氏名 笛吹市長 山下 政樹



売渡人 住所又は所在地 山梨県笛吹市石和町松本1024  
商号又は名称 甲斐日産自動車(株)甲府石  
代表者職・氏名 店長 前田 朋久



(議決日) 令和 年 月 日

## 議案第 65 号

動産の取得について(消防ポンプ自動車購入(明許))  
次のとおり動産の取得をすることについて議決を求める。

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得する動産 | 消防ポンプ自動車購入(明許)                                 |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札による契約                                    |
| 3 取得金額   | 金 75,020,000 円(税込み)                            |
| 4 契約の相手方 | 東京都港区芝五丁目 36 番 7 号<br>株式会社モリタ東京支店<br>支店長 岡本 直彦 |

### 提案理由

消防ポンプ自動車購入(明許)について動産の取得をしたいので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 3 条の規定により、本案を提出するものである。



# 物品売買仮契約書

- 1. 契約番号 5083000016
- 2. 件名 消防ポンプ自動車購入（明許）
- 3. 契約金額 金75,020,000円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税 金6,820,000円）
- 4. 品名規格等 別紙のとおり
- 5. 納入期限 令和10年3月24日
- 6. 納入場所 笛吹市石和町下平井204番地 笛吹市消防本部
- 7. 契約保証金 財務規則第156条の規定により免除

この物品売買契約について、買受人と売渡人とは、別添条項により仮契約（以下、「本件仮契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件仮契約は笛吹市議会の議決がなされたときに本契約となる。ただし、議会の議決が得られないとき、本件仮契約は無効となる。

この契約の証として本書2通を作成し、買受人及び売渡人が記名押印の上、各自1通保有する。

（仮契約日）令和 8 年 6 月 1 日

買受人 住所又は所在地 山梨県笛吹市石和町市部7-7-7  
笛吹市  
職・氏名 笛吹市長 山下 政樹 印

売渡人 住所又は所在地 東京都港区芝五丁目36番7号  
商号又は名称 株式会社モリタ 東京支店  
代表者職・氏名 支店長 岡本 直彦 印

（議決日）令和 年 月 日

